

## 令和4年度（2022年度）医療機関・住民交流推進事業費補助金交付要綱

### （目的）

- 1 医療機関・住民交流推進事業費補助金（以下「補助金」という。）は、地域住民・団体等による地域の医療機関を支える取組を推進することで、医師をはじめとする医療従事者にとって魅力ある病院・まちづくりを進め、医療従事者の離職防止や就業確保などにより、地域医療の確保・地域の活性化を図ることを目的とし、北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この要綱の定めるところにより、予算の範囲内において交付する。

### （補助事業者）

- 2 この補助金の事業者は、医療機関を支える取組を行う住民団体及び医療機関のうち、知事が認めるものとする。

### （補助事業等）

- 3 この補助金の交付の対象となる事業は、上記2の補助事業者が行う次の事業とする。ただし、令和4年度（2022年）以降新たに開始する事業及び令和2年度（2020年度）以降当補助金の交付を受けた事業者が行う事業を対象とする。なお、補助を行う期間は1団体又は1医療機関につき3年間を上限とする。

#### （1）地域医療を守るための講演会等開催事業

医療機関や救急車の適正な利用のほか、かかりつけ医を持つことの重要性など、住民視点での医療のあり方・受け方や、医療機関等（医療従事者等）の負担軽減を図ることの必要性などについて理解を深めることを目的とする事業。

#### （2）地域住民と医療従事者との交流事業

住民団体と医療機関が連携するなどして、地域住民と医療従事者が交流を図ることで、地域医療等活性化に向けた相互の理解を深めることを目的とする事業。

#### （3）住民団体等の活動を推進するための普及啓発事業

上記（1）及び（2）に関する広報誌や掲示物を作成するなど、住民団体等の取組を推進することを目的とする事業。

### （補助対象経費）

- 4 この補助金の対象経費は、別表の補助対象経費欄に掲げる経費とする。

### （補助金交付額の算定方法）

- 5 この補助金の交付額は、次の各号により算出された額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

（1）別表の1欄に定める補助基準額と2欄に定める補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

（2）（1）により選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に3欄に定める補助率を乗じて得た額以内の額を交付額とする。

### （補助の交付申請）

- 6 補助金の交付の申請をしようとする者は、規則第3条に基づき行う告示の定めるところにより、補助金等交付申請書（保福第1号様式（平成10年北海道告示第500号による告示様式。以下保福第〇号様式に同じ））に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

なお、補助金の交付申請時に当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含ま

れる消費税及び地方消費税相当額のうち消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請させるものとする。ただし、交付申請時において、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りでない。

- (1) 事業計画（実績）書（保福第1の2号様式）
- (2) 補助金等交付申請額算出調書（保福第1の16号様式）
- (3) 経費の配分調書（保福第1の18号様式）
- (4) 事業予算書（保福第1の20号様式）
- (5) 資金収支計画書（保福第1の32号様式）
- (6) 医療機関・住民交流推進事業計画（実績）書（別紙様式1）
- (7) 医療機関・住民交流推進事業所要（精算）額明細書（別紙様式2）
- (8) その他別に指示する書類

（交付の条件）

7 この補助金の交付の決定には、次の条件を付すものとする。

なお、補助金の交付申請時において、当該補助金等に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合として、当該消費税等仕入控除税額を減額しないで申請した場合は、(12)及び(13)の条件を付すものとする。

- (1) 北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34号。）、この交付要綱及び補助金交付決定の通知に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業等を遂行し、その成果を成し遂げなければならない。
- (2) 補助対象経費の配分を変更するときは、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業等の内容を変更するときは、知事の承認を受けなければならない。ただし、次の事項のいずれかに該当するときは、この限りではない。
  - ア 当該変更に伴う補助対象経費の増減額が、変更前の補助対象経費の額の10分の1を超えないとき。
  - イ 補助金の交付の目的の達成及び事業の能率的な遂行に支障を及ぼさない程度の細部の変更と認められるとき。
- (4) 補助事業等の執行を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、知事の承認を受けなければならない
- (5) 補助事業等が期限までに完了しないとき又は補助事業等の遂行が困難となったときは、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- (6) 補助事業等の遂行の状況に関し、報告を求められたときは、指示された日までに状況報告書を知事に提出し、また、道の職員による調査を受けたときは、調査に協力し、その指示に従わなければならない。
- (7) この補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って補助事業等を遂行すべきことを命ぜられたときは、その命令に従わなければならない。
- (8) (7)の命令に違反したときは、当該補助事業等の遂行を一時停止し、並びに当該補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合させるための措置を指示する期日までにとるべきことを命じる。
- (9) 補助事業等に関する帳簿及び書類を備え、この補助事業等に要した経費とそれ以外の経費とを区別することができるようこれを整理し、かつ、これを補助事業等の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。
- (10) 次のいずれかに該当するときは、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当

該取消しに係る部分に関し、既に交付された補助金があるときは、その返還を命ずることがある。補助金の額の確定があった後においても、また同様とする。

ア この補助金を他の用途に使用したとき、又は正当な理由がないのにこの補助金を使用しないとき。

イ 虚偽の申請又は虚偽の実績報告によりこの補助金を過大に請求し、又は受領したとき。

ウ 補助事業等に関して不正に他の補助金等（道以外の者が補助事業者等に対して交付する補助金その他の助成を含む。）を重複して受領したとき。

エ アからウまでに掲げる場合のほか、補助事業等に関して、この補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令若しくはこれに基づく知事の処分に違反したとき、又は不正な行為をしたとき。

(11) 補助事業等が完了したとき（廃止の承認を受けたときを含む。）は、当該補助事業等の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から30日以内又は翌年度の4月10日までのうち、いずれか早い日までに補助事業等実績報告書を知事に提出しなければならない。会計年度が終了した場合も、同様とする。

(12) 補助事業等実績報告書の提出に当たって、この補助金に係る消費税等仕入控除税額があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(13) 補助事業者は、実績報告後に消費税及び地方消費税の確定申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、別記様式によりその金額（実績報告において、(12)により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに知事に報告するとともに、当該金額を返還しなければならない。

また、この補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、当該補助金の額の確定の日の翌年6月30日までに知事に報告するとともに、補助金に係る消費税等仕入控除税額の確定後は速やかに知事に報告し、当該金額を返還しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告しなければならない。

(14) (10)の規定による処分に関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金を道に納付しなければならない。

(15) 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付金額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約延滞金を道に納付しなければならない。

(16) 補助金の返還を命ぜられ、当該補助金、違約加算金又は違約延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、同種の事務又は事業について交付を申請した補助金等（その交付が法令の規定により道の義務とされているものを除く。以下「同種の補助金等」という。）があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は同種の補助金等と未納付額とを相殺することがある。

(17) この補助金の交付の決定後における事情の変更により特別の必要が生じたときは、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。

(18) (6)の遂行の状況に関する報告のほか、補助金の予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、報告を求め、又は道の職員に帳簿及び書類その他の物件を調査させ、若しくは質問させることがあるため、これに協力しなければならない。

(19) この補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に実績報告に係る補助事業等の成果が適合しないときは、当該補助事業等につき、これに適合させるための措置をとるべきことを命じる。

(補助金の交付)

8 この補助金は、規則第15条の規定による補助金の額の確定後において交付するものとする。

(変更申請手続)

9 この補助金の交付決定後の事情の変更により、補助事業の内容に7の(3)に該当する変更がある場合には、補助事業等変更承認申請書(保福第1の21号様式)に6に掲げる書類を添えて知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

10 補助事業が完了した場合、若しくは廃止の承認を受けた場合には、当該補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から30日以内又は翌年度の4月10日までのうち、いずれか早い日までに、補助事業等実績報告書(保福第1の28号様式)に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

なお、会計年度が終了した場合も、同様とする。

- (1) 事業計画(実績)書(保福第1の2号様式)
- (2) 補助金等精算書(保福第1の30号様式)
- (3) 事業精算書(保福第1の31号様式)
- (4) 医療機関・住民交流推進事業計画(実績)書(別紙様式1)
- (5) 医療機関・住民交流推進事業所要(精算)額明細書(別紙様式2)
- (6) その他別に指示する書類

別表

1 基準額	2 補助対象経費	3 補助率
1 団体又は1 医療機関につき 386,000円	<p>次の事業の実施に必要な経費(報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、食糧費(会食代を除く))、役務費(通信運搬費)、使用料及び賃借料)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1 地域医療を守るための講演会等開催事業</li> <li>2 地域住民と医療従事者との交流事業</li> <li>3 住民団体等の活動を推進するための普及啓発事業</li> </ul>	1 / 2 以内